

多治見市青少年まちづくり市民会議について

1 目的

子どもに関する各種団体及び機関と連携して地域のイベントなどを実施することで、子どもたちに様々な体験の機会や自分の考えを発表する場を提供し、地域で子どもたちの健全な育成を図ります。

2 沿革

全国的組織であり、県民会議の下、組織化されています。多治見市では平成5年にスタートした後、小学校区ごとに組織化し、現在は全13校区にあります。

3 組織(全体組織図下記参照)

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1)教育委員会事務局教育推進課 | 事務局 |
| (2)理事会 | 最高決定機関 |
| (3)校区市民会議会長会 | 校区まちづくり市民会議の会長、計13名で構成 |
| (4)青少年育成推進委員会 | 26名以内で構成(各校区から2名選出) |

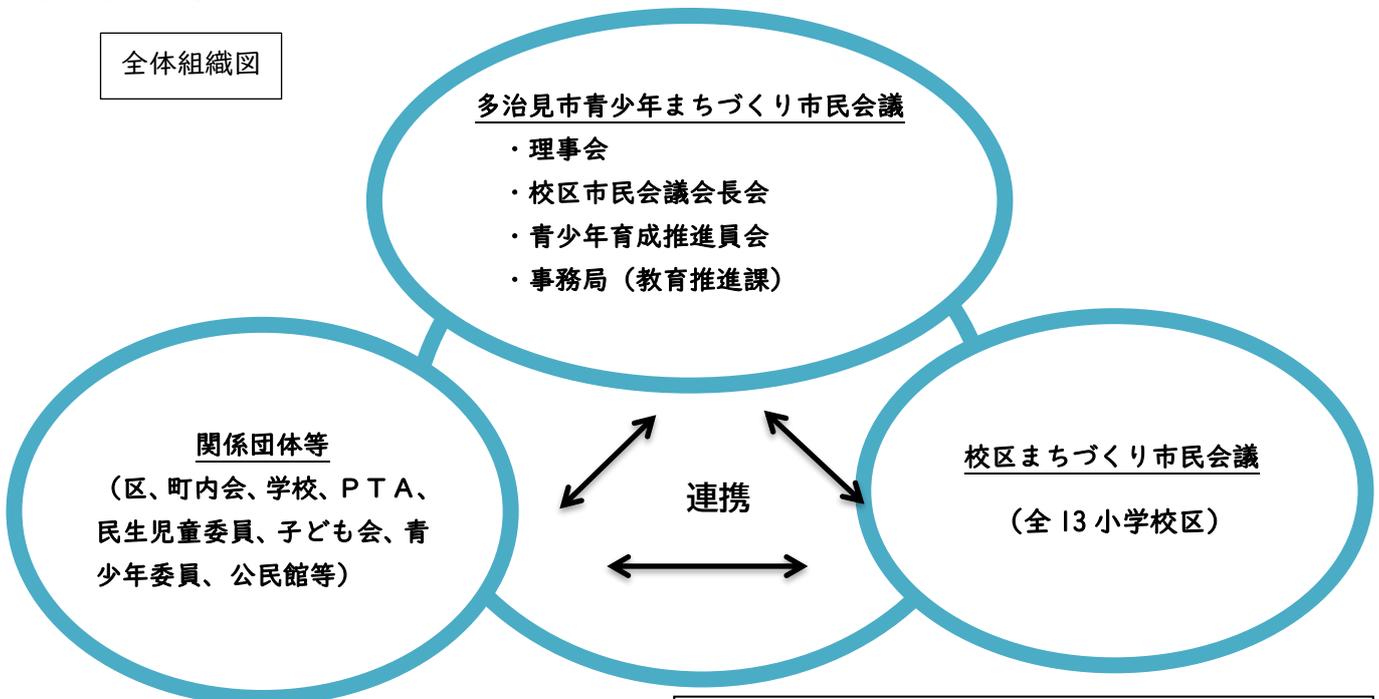
4 主な活動

- (1)「わたしの主張大会」の企画・運営
- (2)「青少年まちづくり市民大会」の企画・運営
- (3)「挨拶で絆の日」(年2回)の実施
- (4)「花いっぱい運動」の実施

5 各区へお願いすること

各区には、まちづくり市民会議事業のご協力、青少年委員の選任、交付金に関する書類の作成及び提出を毎年お願いしております。

全体組織図



多治見市青少年まちづくり市民会議事務局
(多治見市教育委員会事務局教育推進課)
担当：南谷、石川、川原
多治見市音羽町1丁目233番地(市役所駅北庁舎3階)
電話 0572-23-5904 (直通)

教育推進課作成 課長 東山学史/担当 南谷美和、石川嘉大、川原ゆい
多治見市青少年まちづくり市民会議交付金について(依頼)

1 概要

多治見市青少年まちづくり市民会議交付金（以下「交付金」という）は、地域での青少年の健全育成を図るため、小学校区や区の市民会議が行う事業に対して交付する。

2 対象団体及び事業

(1)対象団体

- ・各校区青少年まちづくり市民会議（13校区）
- ・各区（50区）

(2)対象事業

各校区や区を単位として、青少年の参加を図るための取組みに要する経費

3 交付金額

- ・校区・・・基礎金額10万円+世帯数×43円
- ・区・・・基礎金額5万円+世帯数×43円

※地域によっては、青少年の健全育成を校区で行うこととし、交付金を校区に拠出している区もあり

ます。区の交付金を校区に直接拠出する場合は、請求書の委任欄に署名・押印が必要となります。

4 申請手続きについて

- (1)提出書類 申請書、請求書
- (2)提出期限 5月17日（金）
- (3)提出方法 返信用封筒にて郵送、または教育推進課窓口へ持参
※6月下旬振込予定

5 その他

年度末に実績報告書の提出を依頼予定（12月開催の区長会にて案内予定）

多治見市青少年まちづくり市民会議事務局
（多治見市教育委員会事務局教育推進課）
担当：南谷、石川、川原
多治見市音羽町1丁目233番地（市役所駅北庁舎3階）